

診療報酬の引き上げを求める意見書

診療報酬の2010年度改定で、医師の治療行為や入院などの値段であるいわゆる「本体部分」は5700億円(1.55%)引き上げられた。一方、薬や医療材料などの「薬価部分」は5000億円引き下げられたものの、本体部分との差し引きで改定率は0.19%引き上げとなり、国では「10年ぶりのプラス改定」だと説明している。

しかし「薬価部分」では、表向きの削減額(5000億円)とは別に、「別途、後発品の置き換え効果の精算を行う」とされ、その分、600億円が削減されていることが明らかになった。この600億円は「本体部分」の引き上げ財源には回されず、他の予算にあてられている。

この結果、診療報酬全体の実際の引き上げ額はわずか100億円であり、改定率は0.027%と、実質ゼロ改定となっている。

2002年度以降、診療報酬は2年に一度の改定ごとに4回連続で引き下げられた結果、累計で13兆円以上の医療費が削減され、救急医療や地域医療の崩壊を招く最大の要因となってきた。

これにたいして、現政権は「医療を再生するためにはネットでプラスが必要だと申し上げてきた」(2009年12月23日の長妻昭厚労相会見)として、「プラス改定」を誇っているが、実際の改定率が実質ゼロでは、医療の立て直しを願う国民に背を向け、医療現場の切実な要求とかけ離れた改定だと言わざるを得ない。

よって本議会は、診療報酬の抜本的引き上げを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。